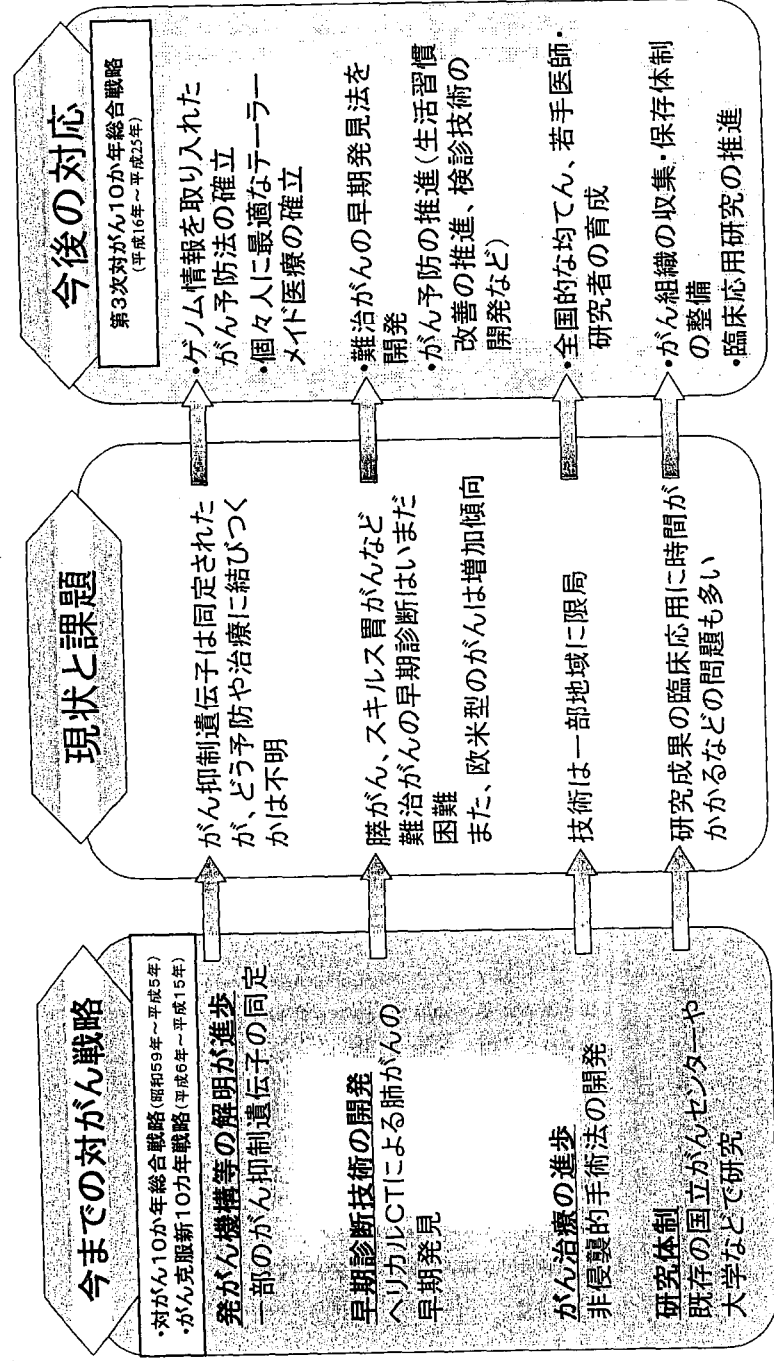


# がん分野

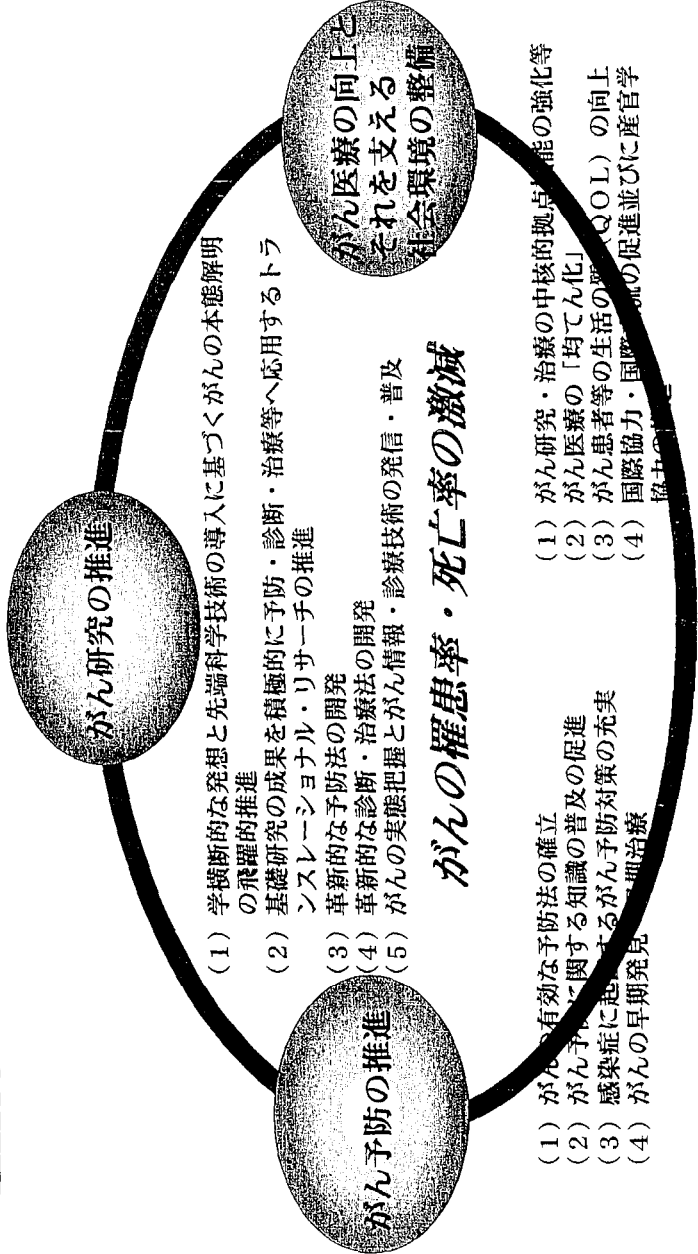
- がん対策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 「第3次対がん10か年総合戦略」における今後の方向・・・・・・・・・・ 51
- ～がんの罹患率と死亡率の激減を目指して～（概要）
  - （第3次対がん10か年総合戦略）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 平成17年度「第3次対がん10か年総合戦略」関係予算（案）の概要・・・・・・・・ 54
- 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正について
  - （平成16年4月27日老健局老人保健課長通知）・・・・・・・・・・・・・・ 55
- がん検診における受診者数と受診率の推移について・・・・・・・・・・・・・・ 68
- がん検診の種類別・都道府県別の受診率（平成14年度）・・・・・・・・・・・・ 71
- がん診療施設情報ネットワーク事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- 地域がん診療拠点病院の整備について（平成13年8月30日健康局長通知）・・・・ 73
- 都道府県における地域がん診療拠点病院の指定状況一覧・・・・・・・・・・・・ 77
- 「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」について・・・・・・・・・・・・ 83

## がん対策の方向性



「第3次対がん10か年総合戦略」における今後の方向

戦略目標：我が国の死亡原因の第一位であるがんについて、研究、予防及び医療を総合的に推進することにより、がんの罹患率と死亡率の激減を目指す。



～がんの罹患率と死亡率の激減を目指して～（概要）

（第3次対がん10か年総合戦略）

\*平成15年7月25日文部科学大臣、厚生労働大臣合意により策定

- 【戦略目標】**
- 進展が目覚ましい生命科学の分野との連携を一層強力に進め、がんのより深い本態解明に迫る。
  - 基礎研究の成果を幅広く予防、診断、治療に応用する。
  - 革新的ながんの予防、診断、治療法を開発する。
  - がん予防の推進により、国民の生涯がん罹患率を低減させる。
  - 全国どこでも、質の高いがん医療を受けることができるよう「均てん化」を図る。

1. がん研究の推進

がんは、極めて複雑性に富んだものであり、発がんの要因やがんの生物学的特性、がん細胞の浸潤能・転移能やがんと宿主免疫応答等の関係など、その全貌が十分に解明されているとはいえない。

このため、がんの罹患率と死亡率の激減を目指し、以下のような分野の研究を重点的に推進する。

- (1) 学横断的な発想と先端科学技術の導入に基づくがんの本態解明の飛躍的推進
- (2) 基礎研究の成果を積極的に予防・診断・治療等へ応用するトランスレーショナル・リサーチの推進
- (3) 革新的な予防法の開発
- (4) 革新的な診断・治療法の開発
- (5) がんの実態把握とがん情報・診療技術の発信・普及

2. がん予防の推進

- (1) がんの有効な予防法の確立  
生活習慣、環境要因等の相互作用と発がんリスクとの関連等の研究により、がんの有効な予防法の確立を目指す。

(2) がん予防に関する知識の普及の促進

がん予防に関する知識を広く国民に周知していく。また簡便で効果的な禁煙支援方法を開発し、広く普及する。

(3) 感染症に起因するがん予防対策の充実

感染症に起因するがんの予防法を確立するとともに、感染の関与が明らかな肝がん、子宮頸がん、一部の胃がんや白血病の罹患率を減少させる。

(4) がんの早期発見・早期治療

新しい検診技術の開発、検診に携わる医療関係者の研修等による検診技術の向上、有効ながん検診の普及及び受診率の向上により、がん検診をさらに充実し、がんの早期発見・早期治療を進める。

3. がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備

(1) がん研究・治療の中核的拠点機能の強化等

がん研究及び推進事業をより統一的に強力に推進するために情報の集積、発信拠点機能等の充実を図るとともに、将来のがん研究の中核となる人材の育成を行う。

(2) がん医療の「均てん化」

①がん診療拠点病院の整備

国立がんセンター、地方中核がんセンター、大学病院に加えて、二次医療圏に1カ所程度を目安に地域がん診療拠点病院の整備について民間病院の参画を積極的に促しつつ進める。

②がん専門医の育成

がんの手術療法、化学療法、放射線療法等に通じた各分野の専門医が協力して診療に当たることができるよう、臨床腫瘍医等のがんの専門医の育成を進める。

(3) がん患者等の生活の質（QOL）の向上

機能温存・機能再建療法の開発や緩和医療技術の開発を進め、がん患者の苦しみの軽減を目指す治療法等の普及を図るとともに、全国的に緩和医療を提供できる体制を整備する。

(4) 国際協力・国際交流の促進並びに産官学協力の推進

国際交流や、国際協力を進めることにより国際的な情報交換を推進するとともに、がんの基礎研究から得られた成果を速やかに臨床の現場に応用できるように産官学の連携をさらに推進する。

平成17年度「第3次対がん10か年総合戦略」関係予算(案)の概要

○「第3次対がん10か年総合戦略」経費の予算(案)

9,153百万円 → 14,130百万円

(内 訳)

1. がん研究の推進 6,619百万円 → 7,228百万円

がんの罹患率と死亡率の激減を目指した「第3次対がん10か年総合戦略」において、革新的な予防・診断・治療法の開発及び、がんの実態把握とがん情報の発信等に関する研究に取り組むとともに、効果的な医療技術の確立を目指した臨床研究を推進する。また、研究開発された新薬、診断・治療法等の臨床応用を迅速かつ適切に行うため、国立がんセンター東病院への臨床開発センター（仮称）を設置する等、研究推進体制の強化を図ることとしている。

【主な内容】

○第3次対がん総合戦略研究経費 4,865百万円

・第3次対がん総合戦略研究

・がん臨床研究

○<sup>新</sup>がん医療均てん化推進事業（仮称）

○がん研究助成金 1,850百万円

○<sup>新</sup>国立がんセンター臨床開発センター（仮称）経費 391百万円

2. がん予防の推進 1,375百万円 → 5,761百万円

生活習慣等の行動変容を図り、がんの罹患率を減少させるため、がん予防に関する知識の普及啓発を推進するとともに、マンモグラフィによる乳がん検診体制の緊急整備について必要な経費を補助する。

【主な内容】

○がん予防のための普及啓発等の関係経費 505百万円

○がん予防・検診研究センター経費 515百万円

○<sup>新</sup>マンモグラフィの緊急整備事業 3,938百万円

○肝炎等克服緊急対策研究 793百万円

○肝炎対策費（啓発普及等）・ウイルス肝炎予防感染者支援事業 11百万円

3. がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備 1,159百万円 → 1,140百万円

地域における、がん医療水準の向上と地域格差の縮小を図るため、地域がん診療拠点病院の整備を促進するとともに、がん診療施設情報ネットワークの対象施設の拡充等を図る。

【主な内容】

○地域がん診療拠点病院機能強化事業 90百万円

地域におけるがん医療水準の向上と地域格差の縮小を図るため、2次医療圏に1カ所程度を目安に「地域がん診療拠点病院」の整備を進めており、指定された地域がん診療拠点病院の機能強化に必要な経費を補助する。

○がん診療総合支援システムのための経費

がんの予防、研究及び診療に関する最先端の情報や技術を地域へ還元するために必要な経費及び国立がんセンターと地方中核がんセンターにおいて、「がん診療施設情報ネットワーク」を構築するために必要な経費を補助する。

・国立がんセンター経費 925百万円

・地方中核がんセンター経費 125百万円



老老発第0427001号  
平成16年4月27日

各 { 都 道 府 県  
指 定 都 市  
中 核 市  
保健所設置市(区) }

老人保健主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」  
の一部改正について

がん検診等については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成10年3月31日老健第64号）において、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「がん検診指針」という。）をお示ししているところであるが、今般、「がん検診に関する検討会」（座長：垣添忠生国立がんセンター総長）において、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進する観点から検討を行い、中間報告書を取りまとめたところである。

当該中間報告書においては、

- ・ 乳がんについては、マンモグラフィ（乳房エックス線検査）を原則として実施することとし、年齢による乳腺密度やマンモグラフィによる検診体制の整備状況を考慮して、当分の間は視触診も併せて実施すること
- ・ 子宮がん（子宮頸部がん及び子宮体部がんをいう。）については、
  - ①子宮頸部がんの罹患のリスクが上昇傾向にある若年層に対して、活発な性活動などの危険因子の周知を行うとともに、十分に受診の機会を提供すること

②子宮頸部がん検診の受診者のうち、子宮体部がんの有症状者及びハイリスク者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を勧奨すること。しかしながら、本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて、適切な安全管理のもとでの子宮体部の細胞診を実施すること

等を提言している。

「がん検診に関する検討会」の中間報告書を踏まえ、がん検診指針の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたので、貴管下市町村及び関係団体に対し周知方を願います。

また、がん検診等については、平成16年度中に全ての市町村で改正後のがん検診指針に則して事業が実施されるよう、貴管下市町村及び関係団体と連携を図り、特段のご配慮をお願いする。